

令和元年 8 月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和元年8月総会議事録

1 日 時 令和元年8月15日(木) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)

第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権3件・農地中間管理事業に係る利用権14件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(6件、農地中間管理事業に係る合意解約3件)

3 その他

・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について
(1件)

・次回総会 9月13日(金) 午前9時30分から 市役所3階会議室

・現地調査 9月6日(木) 予定

4 出席委員(17人:議席順)

2番 林 一志	3番 大田 寛治	4番 尾崎 和生
5番 大汐 光晴	6番 松田 晴久	8番 木村 正雄
9番 安村 清美	10番 大野 耕作	11番 末永 恵子
12番 藤川 久志	13番 中野千恵子	14番 藤田 保明
15番 山近 洋祐	16番 福光 達男	17番 野中 保志
18番 松田 昭洋(会長職務代理者)	19番 脇坂 泰行(会長)	

5 欠席委員(2人)

1番 元永 博次 7番 大田 裕美

6 関係人

農林課一市一農場推進室 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長	光井 修
事務局長補佐	梅本 武利
書 記	坂倉 幸三

8 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和元年8月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案3件、報告事項は、2件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。 引き続き、7月の総会以降に出席をした行事等について、簡単に御報告をいたします。 (会議等の挨拶)
議長	それでは、ただ今から令和元年8月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名、本日の出席委員17名、欠席委員2名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 15番、山近洋祐委員、16番、福光達男委員、よろしくお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	議案に入ります。1ページを御覧ください。 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和元年8月15日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。 番号1。土地の所在、大字日置中字台、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は3,166㎡。 届出人は、日置中▲▲▲▲番地▲、●●●●さんです。 転用の目的は、クヌギ300本による植林です。理由としまして、中山間部のため、地理的地形的な条件及び鳥獣被害等が深刻なため、農業利用が困難な状況である。また、農地としての維持管理に莫大な労力を要するため、今後も維持して農地としての維持管理を行うことが困難であり、土地荒廃防止のため植林を行い、山林として管理するものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページを御覧ください。J R 山陰本線長門古市駅から北西へ約 1.9 km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了する見込みになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続き、当地区の担当の 4 番、尾崎委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

4 番

おはようございます。4 番、尾崎でございます。

8 月 6 日に、脇坂会長さん、事務局、最適化推進委員の伊藤さんと現地調査をいたしました。

申請地は、位置図の 2 ページ、3 ページを見ていただいて、日置中、炭床という集落で、J R 山陰本線長門古市駅から約 1.9 km 行ったところで、少し山沿いに入り、手前に大きなため池、奥に小さなため池があり、高低差 10m くらいあると思われる場所に位置します。

申請者の●●さんも高齢になられ、これまで申請地を立派に管理してこられましたが、農地としての維持管理を継続していくことが困難であり、

くぬぎを植林して山林として管理されるようでございます。
周辺は山であり、何ら問題はないと思われます。
以上でございます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
2 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 2。土地の所在、大字俵山字古屋河内、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 1,233 m²。

届出人は、俵山▲▲▲▲番地、●●●●さん。

転用の目的は、パネル枚数 252 枚、パネル設置面積 483.28 m²、発電出力 49.5kw の太陽光発電設備です。理由としまして、農業を承継する者がおらず、自己保有の農地を休耕としていたが、太陽光発電事業を行いたいと考えたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページを御覧ください。長門市役所俵山出張所から北西へ約 1.6 km に位置する農地です。

また、5 ページには公図、6 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了する見込みになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請中です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続いて、当地区の担当の16番、福光委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

16番 16番、俵山の福光です。

先日、8月6日に、会長さん、事務局、推進委員の中野さんと現地を調査いたしました。

この土地はずっと休耕地でありまして、●●さんが、太陽光発電に使うということです。

南東側に住宅が2、3軒ありますが、これに反射光が当たる心配があるかと思いますが、高低差の関係で必要ないと思います。

皆様の御審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。挙手多数であります。よって、本件は、山口県農

事務局長
補佐

業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1 番から順次審議をいたします。事務局からの説明を、お願いいたします。

2 ページを御覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号 1。土地の所在、大字油谷久富字山本、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 702 m²。権利の種類は所有権の移転。

譲受人は、香川県高松市今里町▲丁目▲▲番地▲▲、●●●●●●▲▲▲号、●●●●さん。

譲渡人は、油谷新別名▲▲▲▲番地、●●●●さん。

転用の目的は、パネル枚数 128 枚、パネル設置面積 245.19 m²、発電出力 22.0kw の太陽光発電設備です。理由としまして、譲受人が再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用して、太陽光発電事業を行うもの。譲渡人は、休耕地となっており、耕作及び管理も困難となり思案している時に、あっせん者の提案があり答えることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 7 ページを御覧ください。長門市役所油谷支所から北東へ約 790m に位置する農地です。

また、8 ページには公図、9 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請中です。

キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から
適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容
から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水について
は、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しない
ため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に
該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の2番、林委員、補足説明、御意見がありま
したら、よろしくお願いいたします。

2 番

2番、林です。

8月6日に、脇坂会長、事務局、推進委員の大田さんと一緒に、現地確認
をしてまいりました。

この申請地は、JR山陰本線と国道の間に挟まれて、今までも何ら作付
け等されておらず、挟まれているということで、別段、他の土地に
迷惑がかかるようなところではございません。

この申請は、妥当かと思われます。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求
め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

2番、よろしくお願いいたします。

事務局長
補佐

番号2。土地の所在、大字油谷伊上字小串、地番▲▲▲番▲、地目は登記
簿、現況ともに田、面積は1,909㎡。権利の種類は賃借権の設定。

借受人は、山口市小郡新町▲丁目▲番▲号、●●●●●株式会社。

貸付人は、油谷伊上▲▲▲▲番地、●●●●●さん。

議 長

転用の目的は、パネル枚数 320 枚、パネル設置面積 491.52 m²、発電出力 49.5kw の太陽光発電設備です。理由としまして、借受人が太陽光発電事業を行うもの。貸付人が高齢で、休耕地であり、借受人に貸付けることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 11 ページを御覧ください。J R 山陰本線伊上駅から東へ約 1.8 km に位置する農地です。

議 長

また、12 ページには公図、13 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 6 ヶ月以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請済みです。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 18 番、松田昭洋委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

18 番

18 番の松田でございます。

8月6日に、協坂会長、事務局、推進委員の塩瀬さんと、現地を確認されました。私は当日、都合がつかず、前日の5日に現地を調査してまいりました。

この場所は、位置図にあります、国道191号線の北側にホテル●●●がございますけれども、その国道を挟みまして、南側になります。その南側にはJR山陰本線がありまして、その東側は山林になっております。それから西側には小川が流れております。そういう中に挟まれた耕作放棄地の一体でございます。

そういうことで今回の太陽光発電に転用されるのは、何ら差し支えないかと思います。以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

3ページを御覧ください。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和元年8月15日提出、長門市農業委員会会長、協坂泰行。

8月30日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、日置地区が、1件2筆の3,360㎡。油谷地区が、1件1筆の1,803㎡。計が、2件3筆の5,163㎡。

使用貸借が、油谷地区が、1 件 1 筆の 1,794 m²のみ。

合計しますと、日置地区が、1 件 2 筆の 3,360 m²。油谷地区が、2 件 2 筆の 3,597 m²。全体で、3 件 4 筆の 6,957 m²となります。詳細につきましては、4 ページを御覧ください。

次に、5 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 6 筆の 8,730 m²。日置地区が、1 件 1 筆の 2,880 m²。計が、2 件 7 筆の 11,610 m²。

使用貸借が、三隅地区が、12 件 23 筆の 29,285 m²のみ。

合計しますと、三隅地区が、12 件 23 筆の 29,285 m²。長門地区が、1 件 6 筆の 8,730 m²。日置地区が、1 件 1 筆の 2,880 m²。全体で、14 件 30 筆の 40,895 m²の設定面積となります。詳細につきましては、6 ページから 7 ページを御覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明があれば、農林課一市一農場推進室、粟畑主査からお願いいたします。

農林課
一市一農場
推進室主査

一市一農場の粟畑です。

1 つだけ補足説明をさせていただきます。

農地中間管理事業に係る利用権設定の中で、2 番から 12 番がありますが、貸付先になっています●●●●さんですが、4 月 24 日、長門地域担い手育成総合支援協議会の中で、認定農業者の新規の申請が提出されました。その中で協議された結果、承認を得られたということです。

それに伴い、中間管理事業の利用権設定ができるため、今回、通常の利用権設定から中間管理事業の契約に切り替えたものです。

耕作場所については、三隅地区の一番東側の滝坂自治会です。今後も、滝坂地区を中心に集積を積極的に行うということです。

その他、補足説明はありません。御承認の方を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。報告事項 1、お願いいたします。

光井事務
局長

8 ページを御覧ください。

報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明は 2 件で、会長、各農業委員、
各推進委員、事務局とで現地を確認し、証明をしております。

以上でございます。

議 長

報告事項 1、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2、お願いします。

事務局長

9 ページを御覧ください。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合
意解約でございます。

令和元年 5 月 1 日に合意解約をしております。

ほか 5 件の合意解約でございます。

10 ページは、中間管理事業に係る合意解約です。

令和元年 6 月 20 日に合意解約をしております。

ほか 2 件の合意解約です。

以上でございます。

議 長

報告事項 2、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

次に、報告事項のその他をお願いします。

事務局長

11 ページ、12 ページを御覧ください。

●●●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため農業委員会への届出で済むことになっています。

土地の所在、大字俵山字初ル、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 88 m²のうち携帯基地局の設置として転用面積 9 m²となります。

賃貸借権の設定で届出を受けており、令和元年 8 月 6 日付けで異議なしの通知を送付しております。

次に、2 点目でございます。9 月の定例総会ですが、9 月 13 日、金曜日、午前 9 時 30 分から、会場は、この会場をと思っておりますが、新庁舎の方も会場を抑えておりますので、また調節させていただいて、御連絡をさせていただきたいと思っております。

なお、現地調査につきましては 9 月 5 日、木曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等を連絡いたしますので、御立会をよろしくお願いいたします。

それから、3 点目でございます。昨年度から、取り組んでおります「農地利用最適化推進地区別会議」についてですが、御案内しておりますとおり、8 月 26 日、月曜日、午前 10 時から長門地区、午後 2 時から三隅地区。8 月 27 日、火曜日、午前 10 時から日置地区、午後 2 時から油谷地区で開催いたしますので、御出席の程を、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

議 長

以上で、報告事項、その他を終わります。

委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れ様でございました。

終了時間 午前 10 時 09 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年 8 月 15 日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

山 近 洋 祐



議事録署名委員

福 光 達 男

